

韓国における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 JEITA	(1)	高輸入関税	<p>・時計類(ウォッチ/クロック完成品、クロックムーブメント)の関税は8%と高い。(継続)</p> <p>・アメリカのTPPからの脱退により、韓国のTPPへの参加を希望していた韓国企業にとって、関税削減の実現が遠のいた。ITAによりIT関連の関税撤廃が進んだが、韓国の撤廃スケジュールは助手的である。また、ITAの対象となっていない電子部品も多く、関税撤廃の推進が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 関税率8% <ul style="list-style-type: none"> -- Other Ceramic Products (6909190000) -- Air or Vacuum Pump Parts (8414901000) -- Co-axial cables and conductors (8544200000) -- Controlling Instruments and Apparatus (9032899090) - 関税率5% <ul style="list-style-type: none"> -- Piezo-electric quartz (7104100000) 	<p>・関税の低減及び撤廃。</p> <p>・RCEPがTPPの代替として浮上している。RCEPの交渉を急いで進めてもらいたい。</p>	・関税法
	日機輸	(2)	日韓FTA/EPA締結の遅れによる関税格差	<p>・韓・EU FTA、韓米FTAなどが続々と批准された一方、日韓FTAは協議に入ることを同意しただけであり、欧米に比べ少なくとも数年の遅れが見られる。韓国は一般的に工業製品の関税率が高く(例:ガスタービン:8%、蒸気タービン:5%)、弊社の主要競合先であるEU、米国の発電設備メーカーとの間で、競合上著しく不利になっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・日韓FTA或いはEPAの早期締結、またTPPへの韓国の参加につき働き掛けて頂きたい。</p>	
	日鉄連	(3)	アンチダンピング課税の濫用・長期継続	<p>・2003年7月5日、日本製ステンレス棒・形鋼に対してAD調査開始(インド、スペインも対象)。</p> <p>2004年7月30日、最終決定でクロ、AD課税決定。</p> <p>2009年3月27日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼・形鋼に対するサンセットレビュー開始。</p> <p>2010年2月24日、AD措置継続(3年間)。</p> <p>2010年4月28日、日本製ステンレス厚板に対してAD調査(予備調査)を開始。</p> <p>対象品目は厚さ8mm以上80mm以下、幅1,000mm以上3,270mm以下のもので、主要用途は石油化学・LNG船・建設・原子力発電所・淡水化設備等。</p> <p>2010年9月15日、予備調査の結果、クロ裁定。3~5ヵ月に亘る本調査を開始。</p> <p>2011年2月23日、最終決定でクロ、AD課税決定。</p> <p>2012年9月20日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼・形鋼に対する2度目のサンセットレビュー開始。</p> <p>2013年7月25日、AD措置継続(3年間)。</p> <p>2015年12月11日、日本製ステンレス厚板に対するサンセットレビュー開始。</p> <p>2016年6月3日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼・形鋼に対する3度目のサンセットレビュー開始。</p> <p>2016年12月6日、ステンレス厚板AD措置継続(3年間)</p> <p>(追加)</p>	<p>・措置撤廃、調査中止。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(4)	税関による関税分類の恣意的適用	<p>・韓国内へ輸入する際、日本から出荷するインボイス上の統計品目番号とは別の解釈をされ、課税される。本来、半導体露光装置用のレンズおよびFPD露光装置用のレンズ/ミラーは、【半導体露光装置部品】という解釈で輸入関税がゼロであるはずだが、実際には韓国関税庁の判断でインボイス上のHSコードと異なる解釈をされており、韓国輸入通関時に「ガラス製品」として夫々下記の関税を徴収されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 半導体露光装置用のレンズ・・・3% - FPD露光装置用のレンズ/ミラー・・・6.5% (2017年1月時点で8%から改善) <p>また、光学部品以外についてもインボイス上のHSコードが適用されず、「ガラス製品」として輸入通関が行われている。</p> <p>(変更)</p>	<p>・ガラス製品ではなく、半導体製造装置部品のHSコードを適用してほしい。(関税ゼロ)</p>	
	日機輸	(5)	返品輸出手続の煩雑	<p>・市場問題が発生したインクタンクを日本に戻す際、インクの成分を全て開示しないと、インクタンクを韓国から輸出が認められない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・製品レベルにおける液体輸出手続きの簡略化。</p>	
12 為替管理	日機輸	(1)	リスクヘッジ目的の外貨借入制限	<p>・外国為替取引の自由度が低く、外貨リスクヘッジ目的の外貨借入ができない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・外国為替取引の自由化。</p>	<p>・外国為替管理法等</p>
	日機輸	(2)	債権債務相殺・外貨資金送金規制	<p>・非居住者との債権債務相殺、外貨資金送金の規制が厳しく、可能な場合でも許認可取得手続きが煩瑣である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・非居住者への韓国ウォン為替市場の開放。</p>	<p>・外国為替管理法等</p>
13 金融	日鉄連	(1)	クレジットカードの保証人要件、上限規制	<p>・銀行発行クレジットカード申請の際、保証人が必要。また銀行発行クレジットカードの上限が、カード使用者のレベル、銀行への預金額の大小に関わらず低すぎるため、業務上不便が生じる。(200万W)</p> <p>(継続)</p>	<p>・基準緩和。</p>	
14 税制	日鉄連	(1)	移転価格評価での法人税の扱いの不適正	<p>・法人税設定する際の移転価格評価が他国との比較において相対的に高い。</p> <p>(継続)</p>	<p>・適正な外資企業への課税制度。</p>	
16 雇用	日機輸	(1)	労働者過保護の労使慣行・制度	<p>・企業の経営体力や生産性を無視した労組の賃金引上げ要求、福利処遇の改善要求等がなされる。また、処遇変更について下方硬直性が高く、労務面のリストラが進みにくい。</p> <p>(継続)</p>	<p>・就業規則の不利益変更時の労働組合同意取得条件の廃止。</p> <p>・年次有給休暇買取の法令による禁止。</p> <p>・法定退職金制度の改正。</p> <p>・非正規職使用期限制限等の緩和。</p>	<p>・勤労基準法等</p>
	日化協	(2)	労使交渉における過度な要求	<p>・今年度は、例年の賃金交渉に加え2年に一度の団体交渉になる。過去の労使交渉において、過度な要求と妥結までの強固な状況には、加盟する労組上部団体の先導に少なからず影響を受けていると思われる。問題は上部団体の無責任な発言にある様に感じる。</p> <p>現在交渉の場には、日本人は入らず韓国理事に委譲して無用な論争を回避するようにしている。</p>	<p>・行政を通じて上部団体への無責任な先導を回避する事ができないかを検討頂きたい。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(3)	通常賃金の定義及び計算方法の変更・不明瞭	・2013年12月の大法院の判決により、通常賃金の計算範囲などが、これまで認識してきた雇用労働部の指針と異なるものとなり、人件費の増加に加え、過年度分の遡及について明確化されておらず、一部の企業で訴訟が起きるなど、労使間に問題と混乱が生じている。 (継続、要望一部削除)	・従来の雇用労働部の指針通りの法整備。	・勤労基準法等 2013年12月大法院判決
	日機輸	(4)	有期雇用の更新困難	・有期雇用は可能だが、最長2年であり以降の更新が不可であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 (継続)	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	
	日機輸	(5)	就業規則の不利益変更時の同意義務	・韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には、労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されている。同意が前提であるため、労使交渉では企業側が一方的に不利になっている。ソウルジャパンクラブから毎年建議事項として韓国政府に提出している案件である。政府側からは規定の撤廃には慎重な検討が必要という回答があり、長期検討要となっている。 (継続)	・企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるように、不利益変更時の同意義務の撤廃をして頂きたい。	・韓国 勤労基準法第94条第1項
	日鉄連	(6)	駐在員就労ビザ発給の基準の不明確さ	・駐在員事務所の就労ビザは韓国人従業員を管理する立場の役職でないで発給不可との説明を受け、ビザ取得に支障をきたしているが、明確な発給基準は示されていない。 (継続)	・外国人就労法制度の整備。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許間接侵害成立要件の厳格	・現在の韓国特許法によると、間接侵害の成立要件として、「専用性」(特許発明品の生産のみに使用される物(物の発明の場合)、または特許発明の方法のみに使用される物(方法発明の場合)であること)が要求され(韓国特許法127条)、かつ、権利者がその立証責任を負っている。しかし、専用性は、他の用途が「存在しない」という「不存在」の事実を立証することであるので、立証することが難しい場合が多い。また、特許発明の侵害に使用されることを知りながら生産・譲渡等した場合でも、その物に専用性が認められないときには、権利行使ができない。 (継続)	・専用性がない場合であっても、侵害者が悪意をもって(特許侵害に使用されることを知りながら)生産・譲渡等した場合であれば、間接侵害と認めてほしい。	・特許法第127条(侵害とみなす行為)
	日機輸	(2)	特許侵害行為に対する権利者の立証責任の不合理	・侵害行為を立証または否認するための証拠は被疑侵害者が持っている場合が多いにも関わらず、その立証責任は専ら権利者が負わされているため、権利者に対する十分な保護が行われていない。 (継続)	・権利者が被疑侵害者による侵害を一定の範囲で立証すべきであることを前提として、そのうえで被疑侵害者が自分の侵害行為を否認するためには、被疑侵害者自らが具体的実施態様を明示しなければならないようにしてほしい。	・特許法、民事訴訟法
	日機輸	(3)	輸出に対する特許権の権利行使の困難	・現在の特許法によると、「輸出」は実施行為に該当しない(韓国特許法2条)。したがって、水際において「輸出」される段階で模倣品等が発見されても、その前段階においての製造、譲渡等を立証しない限り、それに対する権利行使ができない。 また、韓国貿易委員会(KTC)を通じて、輸出禁止を求めることはできるが、それは裁判所(法院)を通じての禁止ではないので、KTCでは損害賠償の請求はできない。 (継続)	・「輸出」を特許法2条に「実施行為」として追加してほしい。	・韓国特許法2条

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸	(4)	特許権の権利範囲の解釈に関する明細書参酌規定の不在	・韓国法院の判例を総合的に検討してみると、特許権の権利範囲は、特許請求の範囲に記載されている事項を基礎としながら、(特許請求の範囲の記載だけではその技術的な意味を明確に理解できない場合が多いので)その技術的な意味を明確に把握するために明細書の記載を参酌することができる(ただし、明細書の参酌による解釈が、特許請求の範囲に基づく解釈に反してはならない)と理解される。それにもかかわらず、韓国特許法には、「特許発明の保護範囲は請求の範囲に書いてある事項により決められる」という規定だけが存在し(韓国特許法97条)、明細書参酌に関する規定は存在しないので、その法理が誤解される場合が多い。 (継続)	・特許権利範囲の解釈において、明細書を参酌することができるの点を法律上に定義する。	・韓国特許法97条
	日機輸	(5)	通常実施権の登録要件の不都合	・韓国特許法118条1項によると、通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 (継続)	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしてほしい。	・韓国特許法118条1項
	日機輸	(6)	特許侵害訴訟での無効事由判断可能な立法化の必要	・韓国大法院の判決(2012.1.19.言い渡し2010ダ95390号)により、無効になることが明らかな特許権に基づいて権利行使するのは権利濫用に該当し、そのような権利行使は認められないとして、裁判所(法院)が侵害訴訟でそのような特許の無効事由を判断することができることが明らかになった。しかし、その内容は、まだ法律上には定められていないため、立法化を通じて、裏付けられるようにしたほうがいいと思われる。 (継続)	・侵害訴訟において、無効になることが明らかな特許権に基づいて権利行使するのは認められず、裁判所(法院)は侵害訴訟において特許の無効事由を判断することができる旨を特許法に明確に定めてほしい。	・韓国特許法
	日機輸	(7)	コンピュータプログラム発明の特許保護対象の限定	・2014年改正審査基準により、「コンピュータプログラム」を発明の対象として記載できるようになったが、「ハードウェアと結合して媒体に保存された」との限定を請求の範囲に記載することが求められる。即ち、媒体に保存されたプログラムだけが特許の保護対象になり、プログラム自体だけでは特許の保護対象になれないと理解される。しかし、相当数のプログラムが媒体ではなくオンラインを通じて流通、伝送されている実情を考慮すると、現在の制度ではプログラム発明を十分に保護することができない。 (継続)	・プログラム発明が特許の保護対象になるように、プログラム発明を発明の種類として定義してほしい(韓国特許法第2条3号)。	・韓国特許法第2条3号
19	工業規格、基準安全認証	(1)	韓国独自規格・基準の煩雑	・標準規格の認証が外国から輸入される物品に適用される場合、非関税障壁の機能を持つようになる。 (継続)		・KSA9000
	・国際標準化機構(ISO)品質認証に対応する国家規格でKSA9000が存在。 (継続)					
	・韓国産業規格(KS)が存在。 (継続)					

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
19	日機輸	(2)	長期を要する工業規格・基準安全認証の許可取得日数	・製品各国認可申請においての認可取得日数が75日と長い。そのため、韓国認可を含むAP 220V系モデルの生産が、韓国認可取得を待ってからの生産開始や、韓国認可取得後に設計変更での製品立上げとなっている。 (継続)	・工業規格/基準安全認証の認可処理日数の短縮を要望したい。		
	日機輸	(3)	化評法・危害憂慮製品表示の法規制厳格化	・2016年12月28日に化評法・危害憂慮製品として印刷用トナー、インクが対象に追加された。これによりIJ化成品に11項目の表示義務が発生した。一般的に表示されるようなものだけでなく本法特有な表示項目が多いためインクジェット消耗品のような小さい製品の箱に表記しきれず困っている。他国と極端に異なる法規制であり非関税障壁である。 またこの法規制で設定されている基準値に関しても当局側は計算間違いをしていたと業界団体に報告している。さらに現状製品のうちのメーカーのものも最初に設定された基準を達成できない(その部分は当面発行延期)など明らかな検討不足である。 韓国の加湿器事件を発端として早急に法改正せざるを得なかったとはいえ法規制の内容にかなり不備がある。	・製品表示に関する法規制を厳しくしてもユーザーが危険性の有無を判断することは不可能であるためあまり意味がない。他国法規制と同等レベルの表示規制としてほしい。 ・また技術的に意味のない基準値を設定しないよう希望する。	韓国・化評法	
	JEITA	(4)	不完全なKCマーク安全認証の相互認証	・韓国のKCマーク安全認証では、電気用品安全法、UL規格等を参考にしているが、完全な相互認証にはいたっていない。	・完全な相互認証として、認証の手続きを簡素化する。		
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	環境ラベル取得の認証基準の不透明	・環境ラベル取得時の認証過程において、基準に明文化されていない、或いは基準の文章からは到底想像できない事項を要求されることがある。 < 事例 > 国内の他の法律を引用して環境ラベル取得の基準として用いられる。また基準には無い、製品の材質の名前/割合が求められたケースがあった。 (継続)	・環境ラベルの運用は、基準に明記されている範囲に従って行っていただきたい。また明文化されていない運用については早期に明文化していただきたい。	韓国エコラベル
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	猶予期間が不十分な法律・基準の制定・改正の施行	・基準・法律等の新規策定・改正により、製品の仕様や設計、材料等に大きな変更を加えなければならないことがある。このような場合、十分な検討時間が与えられないと、企業にとって大きな負荷・負担となる。 (継続)	・基準・法律等の新規策定・改正時には、業界へのインパクトを評価し、製品の仕様や設計、材料等に変更を伴う場合には十分な検討期間を与えていただきたい。	韓国「分離排出法」
26	その他	フル工	(1)	経済・政情・国交の不安定	・韓国経済と政情が不安。合わせて国交も不安。今後の貿易や人の行き来に、何か悪影響がでないか心配。	・関連情報の発信。	